

報告事項 1

平成29年6月定例県議会の概要について

このことについて、平成29年6月19日から7月6日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について別紙資料に基づき報告します。

平成29年7月13日

総務課

平成29年6月定例県議会代表質問一覧

自由民主党代表質問 飛田常年

5 次代を担う人づくりについて

教員の多忙化解消プランの推進について

教員の多忙化解消プランに基づき、今後、どのような取組を進めていかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

民進党代表質問 日比たけまさ

1 産業育成で元気な愛知づくり

(5) 教員の多忙化解消プランについて

特に長時間労働が顕著な市町村立小中学校の教員の多忙化解消に向け、県教育委員会として、どのように市町村教育委員会と連携して、施策を展開していくのか、教育長のご所見を伺います。

平成29年6月定例県議会 代表質問（6月21日） 教育長答弁要旨
自民党 飛田常年議員

【質問要旨】

5 次代を担う人づくりについて

教員の多忙化解消プランの推進について

教員の多忙化解消プランに基づき、今後、どのような取組を進めていかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

教員の多忙化解消に向けた取組についてお尋ねをいただきました。

本年3月に策定した「教員の多忙化解消プラン」では、在校時間が月80時間を超える教員の割合を、平成31年度までにゼロにすることを目標に、在校時間管理の適正化、業務改善に向けた学校マネジメントの推進、部活動指導に関わる負担の軽減、業務改善と環境整備の4つの柱により取組を進めることとしております。

こうした取組を進めるに当たって、まずは、教員の勤務実態を詳細に把握する必要がありますので、今年度は、小・中・高等学校各1校をモデル校として民間の業務改善コンサルタントを派遣し、教員へのヒアリングや業務の洗い出しを行うことにより、今後の業務改善の方策の実施につなげてまいります。

また、多忙化の大きな要因でもあります部活動につきましても、暫定的に定めた休養日の遵守を各学校に呼びかけるとともに、部活動の運営体制の在り方や学校種別ごとの適切な練習時間の設定など、ガイドラインの策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。

このほか、出退勤時間記録の電子化に向けた研究や、夏季休業中の学校閉校日の設定についての検討など、プランに掲げた様々な取組を進めており、毎年度末に開催するフォローアップ会議において、取組全体の効果の検証と内容の見直しを行うこととしております。

教育委員会といたしましては、プランの取組を着実に推進することにより、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整え、質の高い教育を持続的に行っていくための基盤づくりを進めてまいりたいと考えております。

平成29年6月定例県議会 代表質問（6月21日） 教育長答弁要旨
民進党 日比たけまさ議員

【質問要旨】

1 産業育成で元気な愛知づくり

(5) 教員の多忙化解消プランについて

特に長時間労働が顕著な市町村立小中学校の教員の多忙化解消に向け、県教育委員会として、どのように市町村教育委員会と連携して、施策を展開されていくのか、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

市町村教育委員会と連携した、小中学校教員の多忙化解消に向けた施策の展開について、お尋ねをいただきました。

義務教育を担う小中学校の教員が、一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を行っていくためには、教員の任命権者である県教育委員会と学校の設置者である市町村教育委員会、そして各学校が、それぞれの役割を踏まえながら連携・協力して、教員の多忙化解消に向けた取組を進めていくことが大変重要であると考えております。

このため、今回のプランの策定に当たって、市町村教育委員会や学校関係者と十分な協議を行うとともに、プラン策定後は、各市町村教育委員会が、県と基本的な認識を共有しながら、それぞれの地域の実情にあった取組を主体的かつ計画的に進めるよう、働きかけをしているところであります。

県教育委員会の取組といたしましては、今年度、小・中・高等学校各1校で実施しているモデル事業の結果も踏まえつつ、県が実施する会議、調査、研究指定校の廃止や簡素化を図るとともに、研修についても、教員を1か所に集めて行う集合研修の精選や、ICTを活用した校内研修への移行を進め、研修参加者の負担軽減を図っていくことといたしております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充に取り組み、「チーム学校」の実現を目指してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、教員の多忙な現状を解消し、子どもたちと向き合う時間をしっかり確保できるよう、市町村教育委員会と連携・協力しながら、着実に取組を進めてまいります。

平成29年6月議会一般質問一覧

2017/6/23

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	堀 寄 純 一	自民	1 生徒指導上の諸問題の現状と施策について			
			(1) 生徒指導上の諸問題の状況等について	教育	義務教育課	
			(2) 県としての対応について	教育	義務教育課	
			(3) 「愛知の子」を育成していくための決意	教育	義務教育課	知事答弁
			2 「交番・駐在所再建強化計画」の検証について	警察		
2	長 江 正 成	民進	1 水辺の緑の回廊について	建設		
			2 県営住宅について	建設		
			3 文書管理について	総務		
			4 伝統的地場産業の振興策について	産労		
3	石 井 拓	自民	1 地域医療構想について	健福		
			2 県営都市公園の整備について	建設		
4	岡 明 彦	公明	1 若年者自殺予防対策について			
			(1) 学校における自殺予防対策について			
			ア 教育委員会における自殺予防対策について	教育	健康学習室	
			イ 私立高校における自殺予防対策について	県民		
			(2) 健康福祉部の取組について			
			ア 部門間連携の取組について	健福		
			イ 教育委員会及び県民生活部との連携について	健福		
			2 教員研修のあり方及び学校現場における研修内容の活用について	教育	高等学校教育課 教職員課	
3 県営都市公園におけるトイレの洋式化とAED設置について	建設					
5	石 塚 吾 歩 路	自民	1 ゼロメートル地帯の防災・減災対策について	防災		
6	森 井 元 志	民進	1 子宮頸がん対策について	健福		
			2 愛知県証紙について	会計		

平成29年6月議会一般質問一覧

2017/6/23

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
7	坂田 憲治	自民	1 暴力団対策の取組方針について	警察		
			2 出水期における洪水対策・土砂災害対策について	建設		
			3 名古屋競馬について	農水		
8	高木 ひろし	民進	1 障害者の生活と教育の保障について			
			(1) 「施設から地域へ」の移行について	健福		
			(2) インクルーシブ教育について			
			ア 特別支援学校の入学者、在籍者について	教育	特別支援教育課	
			イ 小中学校、高等学校に障害のある生徒数の推移について	教育	特別支援教育課	
			ウ 特別支援学校の入学児童生徒数が減少しない理由について	教育	特別支援教育課	
			エ 人的措置、予算措置について	教育	特別支援教育課	
			(3) 障害者差別解消推進条例について	健福		
			2 愛知県警察機動隊の沖縄派遣について	警察		
			9	辻 秀樹	自民	1 障がい者の雇用促進と職場定着支援について
2 特別支援教育の充実について						
(1) 重複障害学級の設置について	教育	特別支援教育課				
(2) 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の所持率の向上について	教育	特別支援教育課				
(3) ノーマライゼーションの実現について	教育	特別支援教育課				
(4) 高等学校における通級による指導に対する現在の対応と今後の取組について	教育	高等学校教育課				
10	田中 泰彦	自民	1 アジア諸国に対する経済連携の取組について	産労		
			2 LGBTについて			
			(1) 世界的なイベントを抱える愛知県の対応について	振興		
			(2) 教育現場におけるLGBTの支援の取組について			
			ア 教員の認識や理解を深めるための現在の取組と今後の対応について	教育	高等学校教育課 義務教育課	
イ 県立学校におけるLGBT向けトイレの対応について	教育	財務施設課				

平成29年6月議会一般質問一覧

2017/6/23

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
11	黒田太郎	民進	1 介護予防への取組について	健福		
			2 アニマルセラピーへの取組について	健福		
			3 口腔ケアの充実について	健福		
12	伊藤辰矢	自民	1 地場産業である窯業の振興について	産労		
			2 アジア諸国との国際交流について			
			(1) 専門高校生海外インターンシッププロジェクトについて	教育	高等学校教育課	
			(2) 愛知のものづくりを支える留学生受入事業について	政企		
13	小山たすく	民進	1 民間住宅を活用した公営住宅について	建設		
			2 教員の多忙化解消プランと小学校英語教育の導入について			
			(1) 教員の多忙化解消プランについて			
			ア 部活動の在り方について	教育	保健体育スポーツ課	
			イ 部活動指導ガイドラインの策定について	教育	保健体育スポーツ課	
			(2) 小学校英語教育の導入について	教育		
			ア 英語の専科教員の加配やALTの増員について	教育	義務教育課 財務施設課	
			イ 教科としての外国語導入にかかる対応について	教育	義務教育課	
14	寺西むつみ	自民	1 児童自立支援施設「愛知学園」について	健福		
			2 愛知県150年について	政企		

平成29年6月定例県議会 一般質問（6月22日） 知事・教育長答弁要旨
1番 自民党 堀寄純一議員

【質問要旨】

1 生徒指導上の諸問題の現状と施策について

- (1) 愛知県の小中学校における生徒指導上の諸問題の最新状況はどのようであり、県としてどのようにそれを分析しているのか。また、そうした県内の諸問題の状況やそれに対応する施策をどのように市町村や学校現場に伝えているのか。
- (2) こうした、複雑化していく社会環境の中で、暴力行為やいじめ・不登校など、生徒指導上の諸問題をなくしていくために、県として市町村の要望をしっかりと把握した上で、どのような施策を講じていくのか伺います。
- (3) 県として、しっかり『愛知の子』の健やかな成長を支援していく、大村知事のご決意をお聞きします。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、本県の生徒指導上の諸問題の最新の状況と、その分析等についてお答えをいたします。

全国のいじめや不登校、暴力行為をはじめとする問題行動等は増加傾向にあり、より低年齢化が進むとともに、その要因は多様化、複雑化するなど、憂慮すべき状況が続いており、本県においても、対応すべき喫緊かつ重要な課題であります。

議員から、文部科学省の「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による本県及び全国の平成26年度のデータをお示しをいただきましたが、平成27年度の調査結果が最新のものとなっておりますので、その数字を申し上げますと、本県の国・公・私立の小中学校における不登校児童生徒数は9,292人、いじめの認知件数は11,932件となっております。また、暴力行為の発生状況については、小・中・高等学校合わせた数字となりますが、3,150件となっております。いずれもこれまでで最も多くなっております。

こうした問題行動等の増加については、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を持っていないことや、児童生徒の家庭環境に問題があることなど、様々な要因が複合的に関わっているものと分析いたしております。

また、いじめの認知件数の増加については、各学校において相談体制を整えたり、「学

校いじめ防止基本方針」を策定するなど、早期発見に努めていることにもよるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、こうした問題行動等の増加の状況やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置、24時間電話相談の開設などの県の施策内容をまとめたリーフレットを毎年作成して、市町村教育委員会や小中学校長会等に配付し、学校現場で活用できるようにいたしております。

(2) 次に、生徒指導上の諸問題への対応についてお答えをいたします。

県教育委員会といたしましては、市町村の抱える課題や要望をしっかりと把握した上で、施策を講じていくことが大変重要であると考えております。そこで、小中学校への訪問時や市町村教育委員会の学校教育担当指導主事会において、学校現場の実情や市町村の要望を直接聞き取り、施策に反映するよう努めております。

具体的な施策といたしましては、例えば、1学級を35人とする少人数学級については、小学校第1学年及び2学年に加え、市町村の強い要望を受け、平成21年度から本県独自に中学校第1学年においても実施してきたところであります。

また、国の定数改善を活用して、不登校等の解決にあたる児童生徒支援対応教員の増員にも努めており、平成29年度は、前年より3人増の156人を配置いたしております。

同じく市町村からの要望の強いスクールカウンセラーについては、平成19年度から全中学校に配置をしております。また、不登校などの低年齢化が進んでいることを踏まえて、平成27年度からは、小学校にも4校に一人の割合で配置をし、全校に対応できるようにしております。さらに、中学校生活にうまく適応できず、中学校1年生で不登校になる生徒が多い現状を解決したいという市町村の要望に応じて、本年度から新たに、一人のスクールカウンセラーが小中学校で継続して支援をし、児童生徒の心の不安を取り除くことができるように小中連携型配置を35の中学校に導入したところです。

また、児童生徒の心理面からだけでは解決が難しい事案が増加しているとの市町村からの声を受けて、児童生徒の家庭環境に働きかけるスクールソーシャルワーカーの設置に対する補助制度を平成28年度に新設し、今年度は、28年度の9市町から14市町に補助を拡大してきております。

今後も地域の要望を丁寧に把握しながら、それに応える施策を充実させ、市町村教育委員会と連携して、生徒指導上の諸問題への対応を進めてまいりたいと考えております。

【知事答弁要旨】

堀寄純一議員の質問のうち、愛知の子どもたちの健やかな育成について、私からもお答えいたします。

私は常々、子どもたちは社会の宝でありまして、愛知の未来を託す子どもたちを健やかに育てていくのは、私たち大人の責務であると考えております。

現在の教育現場は、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動を始め、外国人児童生徒や障害のある児童生徒の増加、学習指導要領の改訂への対応、教員の多忙化など、様々な課題に直面をしております。

そこで、教員が一人一人の子どもに向き合い、その指導に一層専念できるよう、教員以外の多様な専門性をもつスタッフの学校への配置や、家庭・地域・学校が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実などに力を入れて取り組んできたところであります。

「日本一元気な愛知」の礎となるのは「人づくり」でありまして、子どもたちの健やかな育成は何よりも重要であります。今後も愛知の教育に関わる方々と力を合わせ、全ての人々が活躍し、「人が輝く」愛知をつくってまいりたいと考えております。

【質問要旨】

1 若年者自殺予防対策について

(1) 学校における自殺予防対策について

ア 本年度以降、県教育委員会は自殺対策の取組をどう進めようとしているか。教育現場での自殺予防対策の均てん化を図るとともに、教師が自信を持って予防教育ができるよう、生徒・児童向けDVD等の新たな教材をつくるつもりはないかお尋ねします。

【教育長答弁要旨】

若年者自殺予防対策のうち、教材の作成を含めた今後の取組についてお答えいたします。近年、自殺者総数が減少する中で、若者の自殺者数は横ばいを続けており、また、改正自殺対策基本法の趣旨からも、学校における自殺予防対策の充実・強化は、喫緊の課題であると認識いたしております。

そこで、今年度、新たな取組として、中学校及び高校における自殺予防教育の指導者育成を目的とした講習会を5月30日に開催し、自殺予防教育に積極的に取り組んでいる高校の実践報告や、専門家による講義を行いました。

また、中・高校生の自殺は長期休業明けに急増する傾向がありますので、この7月に、困難な事態に直面したり強い心理的負担を受けた場合の対処方法や具体的な相談先等を示した自殺予防啓発リーフレットを、県立高校生全員に配付することといたしております。

このリーフレットは、議員からもお示しのありましたとおり、大学教授、臨床心理士、教員など専門家のチームが、平成27年度に1年間協議を重ねて作成したものであり、これまで、教員研修等で繰り返し取り上げてまいりました。

今後、自殺予防教育を進めていく上で、このリーフレットを教材として使用し、教員が自らの言葉で生徒に語りかけることが効果的であると考えております。

そこで、リーフレットを用いた指導のポイントをまとめた資料や生徒に視覚的に訴えるスライド資料を早急に作成し、教員が自信を持って授業やホームルーム等で活用できるようにしてまいります。

学校における自殺予防教育は、生徒たちが長い人生を歩いていく上で、今後出会うかも

しれない困難や悩みを乗り越えていくためにも大切でありますので、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

【質問要旨】

2 教員研修のあり方及び学校現場における研修内容の活用について

多様化する教育現場を取り巻く諸課題に対応するべく、本県の管理職や教員の現状を俯瞰したうえで、子どもたちの成長や安心・安全に資する教員研修を、どのように機能的かつ有機的に体系化し、学校現場で有効活用できるものとしていかれるのか。

【教育長答弁要旨】

次に、今後の教員研修のあり方についてお答えいたします。

近年、学校現場では、教員の大量退職、大量採用等の影響によって、年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、経験豊富な教員から若い教員への知識や技能の継承が難しくなるなど、教員を巡る環境が大きく変化をいたしております。

また、発達障害のある児童生徒や、日本語能力が十分に身に付いていない外国人児童生徒への対応、さらには、いじめや不登校、自殺の防止など、教育課題が複雑化・多様化しております。こうした状況に対応していくためには、教員に求められる資質・能力を踏まえて、教員研修の全体を再構築する必要があるものと考えております。

そこで、平成29年4月の教育公務員特例法の改正も踏まえ、5月に県内の教職課程をもつ大学等を加えた、教員の資質向上に関する協議会を設置し、本年度内を目途に、本県の教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質・能力を示す教員育成指標を策定するとともに、この指標に基づいた研修計画を作成する予定としております。

この新たな研修計画の策定に当たっては、これまで、県総合教育センターや教育委員会事務局の各課が行ってきた各種研修を整理・精選し、全体の体系化を図るとともに、学校現場が直面している教育課題に、よりの確に対応した研修内容となるよう改善して、研修の成果が学校現場にしっかりと生かされるようにしてまいりたいと考えております。

平成29年6月定例県議会 一般質問（6月23日） 教育長答弁要旨
8番 民進党 高木ひろし議員

【質問要旨】

1 障害者の生活と教育の保障について

(2) インクルーシブ教育について

ア 本県における特別支援学校入学者、在籍者の推移はどうか。

イ 地域の小中学校に在籍している障害児・生徒の数、および高等学校に在籍している障害のある生徒の数は、どう推移しているか。

ウ 学校教育法施行令の改正（2013年）によって、「障害の有無にかかわらず、地域の公立小学校への就学（入学）が基本」と転換されたはずだが、特別支援学校の入学者が減らないのはなぜか。

エ 地域の小学校で学ぶ障害のある子どもたちを支援するために、県教委としてどのような人的配置、予算措置をとっているのか。

【教育長答弁要旨】

ア インクルーシブ教育について4点お尋ねいただきました。

まず、本県における特別支援学校の入学者、在籍者の推移についてでございますが、学校教育法施行令が改正された平成25年度以降の推移を申し上げますと、小中学部においては入学者が750人前後、在籍者が3,500人前後でいずれも微減、高等部では入学者が約1,100人から1,200人、在籍者は約3,300人から3,700人へといずれも増加傾向となっております。

イ 次に、小中学校に在籍している障害のある児童生徒の数、及び高等学校に在籍している障害のある生徒の数の推移についてでございます。

地域の小中学校に在籍し、障害により特別な支援を受けている児童生徒数の推移で申し上げますと、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成25年度の8,639人から平成28年度は10,292人に、また、通常の学級に在籍しながら必要に応じて特別の場で授業を行う通級による指導を受けている児童生徒数は、25年度の3,318人から28年度の4,477人になっており、合わせまして11,957人から14,769人へと2,812人増加いたしております。

また、県立高校におきましては、保護者から特別な支援が必要であると申し出のあつ

た生徒数でみてみますと、平成25年度の647人から28年度は748人へと101人増加いたしております。

ウ 次に、学校教育法施行令改正後の特別支援学校への入学者数が減少しない理由についてであります。

平成25年の学校教育法施行令の改正によって、就学先の決定については、本人・保護者の意向を尊重することがより明確にされるとともに、障害の状態や教育的ニーズなどを踏まえた総合的な観点に立って行われることとなりました。

そこで、市町村教育委員会では、従来の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に切り替え、本人・保護者の意向をより尊重し、実情に応じて、適切に教育支援や就学事務を行っているところでございます。

その結果、本人に適した学びの場として公立小学校へ就学し、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童は、平成25年度の3,068人から28年度は4,082人へと1,014人増加しており、通常の学級の中でも障害の状況に応じた指導を受けている児童が増えております。

一方で、特別支援学校における一人一人に応じた指導や小学部から高等部までの一貫した指導、卒業後の就労に向けた充実した支援体制などから、特別支援学校を選択される方も一定数おられます。

県教育委員会といたしましては、今後とも本人・保護者の意向を十分尊重しつつ、本人に適した学びの場に就学できるよう、市町村教育委員会を指導・助言してまいります。

エ 最後に、小中学校で学ぶ障害のある児童生徒への人的配置、予算措置についてであります。

小中学校における障害のある児童生徒への支援をより充実していくためには、まず何よりも教員のさらなる専門性の向上を図ることが不可欠でありますことから、これまで管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に行ってきた研修を、平成27年度からは通常の学級の担任に対しても年間560人規模で開催してきております。

また、特別支援学級につきましては、障害種に応じきめ細やかな指導ができるよう、平成27年度からは小学校で、28年度からは中学校で、該当する児童生徒が1人でもいれば設置できるよう制度の見直しをいたしました。その結果、今年度までの3年間で小学校では435学級、中学校では78学級の学級増となり、そのための担当教員を増

員いたしております。

また、通級指導担当教員につきましても、今年度、小中学校合わせて233人を配置し、対前年で20人の増員を図っております。

さらに、各小中学校で行う医療的ケアのための看護師配置についても、平成28年度から新たに補助制度を創設し、29年度は11市町を支援しているところでございます。

県といたしましては、こうした教員や看護師等の人的配置のさらなる充実のための財政措置を引き続き国に要請しつつ、小中学校で学ぶ障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細やかな指導・支援に努めてまいりたいと考えております。

平成29年6月定例県議会 一般質問（6月23日） 教育長答弁要旨
9番 自民党 辻 秀樹議員

【質問要旨】

2 特別支援教育の充実について

- (1) 幼児児童生徒の安心安全と教育の充実のため、適正な重複障害学級の設置や教員等の配置が求められるが、本県の今後の考え方について伺う。
- (2) 特別支援学校教諭免許の保有率向上に向けて、本県はどのような年次計画を策定し、平成32年度までにどのように、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指していくのか伺う。
- (3) 県立高等学校と特別支援学校との交流・共同学習の拡充等によるノーマライゼーションの実現について、今後、他地区においてどのように取り組む考えか伺う。
- (4) 高等学校における通級による指導の制度化に対する現在の対応と今後の取組について伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 特別支援教育の充実について4点お尋ねをいただきました。まず、重複障害学級の設置についてお答えをいたします。

特別支援学校は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱の5つの障害種別に幼児児童生徒を受け入れておりますが、通常は、小中学部は6人、高等部は8人で1学級を編制するところ、複数の障害を併せ有する児童生徒を受け入れる重複障害学級では、3人で1学級を編制することで、よりきめ細やかな指導をしているところでございます。

重複障害のある児童生徒は年々増加しており、また障害の状態も多様化してきているため、平成27年度から、新たに聾学校高等部に重複障害学級を設置することに加え、盲学校、聾学校及び肢体不自由特別支援学校において、中学部3年時に重複障害学級に在籍した生徒全員が、高等部でも重複障害学級に在籍できるようにするなど、重複障害のある児童生徒への指導を充実させてまいりました。

平成29年度におきましては、小学部、中学部及び高等部を合わせて、前年度より13学級増の388学級を設置いたしております。

今後とも児童生徒の実態に基づいた重複障害学級を設置してきめ細やかな指導ができるよう、学校とも連携を図りながら引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

す。

- (2) 次に、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上についてであります。

議員からもお示しがありましたとおり、平成28年度において、本県公立特別支援学校教員3,120人のうち、当該障害種の免許状を保有している教員の割合は63.2%であり、全国平均の75.7%を下回っている状況でございます。

特別支援学校教員については、免許法附則において、例えば小学部で小学校教諭免許状を保有していれば、当分の間、特別支援学校教諭等免許状がなくても教えることができることとされておりますが、県といたしましては、より専門性の高い教育を行うため、当該学校教諭等免許状を保有しているべきであると考えております。

そこで、未保有の教員全てに対し、取得に向けた計画を提出させることとし、県が行っている認定講習や大学の公開講座などを受講して当該障害種の免許状を早期に取得するよう強く指導するとともに、愛知教育大学を始め県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、取得しやすい環境づくりにも努めております。

こうした現職教員に対する免許状取得の促進に加え、本年度実施する特別支援学校の新規採用教員の選考試験においては、当該免許状を保有していない場合は、採用後3年を目処として、免許状を取得することを新たな要件といたしました。さらに平成32年度実施の採用選考試験からは、当該免許状の所有を受験資格とするということをすでに公表いたしております。

教育委員会といたしましては、これらの取組を通じて、平成32年度までに全ての特別支援学校教員が特別支援学校教諭等免許状を保有することを目指してまいります。

- (3) 次に、県立高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習の拡充等によるノーマライゼーションの実現についてお答えをいたします。

本県では、議員が訪問されました半田特別支援学校桃花校舎と桃陵高校の他、豊川特別支援学校本宮校舎と宝陵高校において、特別支援学校の分校が高校に併設されている利点を生かし、生徒同士と一緒に調理実習や介護実習の授業を受けたり、体育大会などの行事を一緒に行ったりすることで積極的な交流を図っております。

また、平成26年4月に田口高校内に豊橋特別支援学校の分教室として山嶺教室を開設し、それまで長時間通学をしていた北設楽郡の生徒の通学負担を解消すると同時に、日常的な生徒同士の関わりにより、ノーマライゼーションの実現も果たしております。

こうした高等学校に併設した分校や分教室の交流及び共同学習だけではなく、県内全ての特別支援学校において、近隣の小中学校や高等学校等との間で、音楽活動や制作活動、体験活動などの授業や児童会・生徒会、部活動などを通じて、交流及び共同学習を行っております。

例えば、名古屋聾学校では、機械科の生徒が週に二、三日愛知工業高校に通い、工業高校の設備を使った専門的な実習を行うなど、昭和48年から連携教育を続けており、互いに交流を深めております。来年度からは、愛知工業高校の閉校に伴い愛知総合工科高校との間で、引き続き連携教育を行っていくことといたしております。

教育委員会といたしましては、今後も特別支援学校と地域の小中学校や高等学校との交流及び共同学習をさらに充実してまいりたいと考えております。

- (4) 次に、高等学校における通級による指導の制度化に対する現在の対応と今後の取組についてお答えをいたします。

学校教育法施行規則が改正され、平成30年度から、高等学校においても、通常の学級に在籍しながら必要に応じて特別な場で授業を行う通級による指導ができることとなります。

本県では、これに先立ち、今年度から2年間にわたり県立高校1校を研究指定校として、通級による指導の円滑な導入に向けた研究を進めております。

この研究指定校においては、特別支援教育に関する専門的知識を有する教員を配置した上で、発達障害のある生徒を対象に、コミュニケーションスキルを高めることを目的とした独自の科目を設定して、効果的な指導方法や評価方法の研究に取り組んでおります。

今後は、この指定校における研究の成果と課題を検証し、地域のバランスを考慮しつつ、複数の県立高校で通級による指導を導入してまいりたいと考えております。

【質問要旨】

2 LGBTについて

(2) 教育現場におけるLGBTの支援の取組について

ア 教職員のLGBTについての認識と理解を深めるために、どのような取組をされているのでしょうか。今後の対応も含めてお伺いします。

イ 県立学校における、LGBTの方々にも安心して使用していただける「誰でもトイレ」、「第三のトイレ」などと呼ばれるトイレの設置に対する考え方と今後について、どのようにお考えか伺います。

【教育長答弁要旨】

ア まず、教職員のLGBTについての認識や理解を深めるための取組と今後の対応についてお答えをいたします。

LGBTの児童生徒については、自分を否定的にとらえたり、集団から孤立しがちであったりすることから、児童生徒一人一人の心情や保護者の意向に配慮した支援が必要であると考えております。そのためには、議員ご指摘のように、教職員がLGBTに対する正しい認識をもち、理解を深めることが重要であります。

そこで、教育委員会では、各学校に対し、LGBTの児童生徒について、自認する性別での制服等を認めたり、修学旅行などの宿泊を伴う行事の際に一人部屋を用意したり、入浴時間を配慮したりするなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応に努めるよう指示するとともに、初任者研修をはじめ管理職や養護教諭等を対象とした研修の中で、LGBTを人権教育における重要課題の一つに位置付け、教員の理解を深めるよう努めております。

今後も、一層の研修の充実に努めるとともに、昨年、文部科学省が作成した教職員向けのパンフレットのさらなる活用を促すことなどにより、教職員のLGBTに対する理解を一層深め、LGBTの児童生徒への適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

イ 次に、県立学校におけるLGBTの児童生徒向けトイレの設置についてでございます。

LGBTの児童生徒向けのトイレにつきましては、平成27年4月の文部科学省通知

において、当該児童生徒への支援の事例の一つとして、「職員トイレや多目的トイレの利用を認める」ことが示されております。本県では、多目的トイレについて、これまで、耐震改修工事や大規模改造工事の際に整備を進めてきており、現在、県立学校において、約7割の学校で設置済みとなっております。

引き続き、多目的トイレが未設置となっている学校への整備を進めるとともに、LGBTの児童生徒が利用しやすい環境づくりについても配慮してまいりたいと考えております。

【質問要旨】

2 アジア諸国との国際交流について

- (1) 「専門高校生海外インターンシッププロジェクト」では、どのような取組が行われ、どのような成果につながっているか、また、今後の取組について伺います。

【教育長答弁要旨】

「専門高校生海外インターンシッププロジェクト」についてお答えいたします。

このプロジェクトは、県立高校の専門学科等で学ぶ生徒を県内の企業が多数進出している東南アジアに派遣し、現地事業所でのインターンシップや学生との交流などを通して、国際感覚を身に付けた産業人材を育成することを目的とし、平成27年度から実施いたしております。平成27年度はシンガポールとマレーシアに各4名、平成28年度はタイに8名の高校生を派遣しております。

現地事業所でのインターンシップでは、グローバル社会における製品流通の仕組みや、技術指導員等として海外赴任する日本人の役割などについて、実体験の中で学んでおります。また、現地の高校や大学を訪問し、互いの学校生活や将来の進路、自国の文化等について英語で意見交換したり、現地の大学生に案内してもらいながら地域文化等を学ぶ「ブラザー&シスタープログラム」に取り組んだりするなどの交流を図っております。

プロジェクトに参加した生徒は、帰国後に実施した、生徒や教員を対象とした発表会において、国際社会で活躍するために必要な知識や技術を学んだだけでなく、アジアの国々で日本人が活躍する姿を見たり、現地に進出している日本の企業が果たしている役割を理解したりすることで、グローバル社会で活躍したいという思いを一層強くしたなどの報告をしております。

今年度は、本県との関係が深まりつつあるベトナムに8名の高校生を派遣し、日本の自動車部品メーカーや大型ショッピングセンターでインターンシップを行うとともに、現地の大学生や高校生との交流も引き続き行っていく予定といたしております。

教育委員会といたしましては、このプロジェクトを通して、本県の高校生に成長著しいアジア諸国の産業や文化を肌で感じさせることにより、広い視野と国際舞台で活躍する気概をもった有為な人材の育成に努めてまいります。

【質問要旨】

2 教員の多忙化解消プランと小学校英語教育の導入について

(1) 教員の多忙化解消プランについて

ア 学校教育における部活動の位置付けや今後の在り方について、どのように考えているのかお尋ねします。

イ 愛知県の部活動指導ガイドラインの策定について、どのような手順で、どのような内容を盛り込んでいこうと考えているのかお尋ねします。

(2) 小学校英語教育の導入について

ア 小学校の外国語活動及び教科としての外国語の導入により、教員の負担増が予想されるが、県教育委員会は、英語の専科教員の加配や市町村のALTの増員についてどのような対応を行うのか伺う。

イ 教科としての外国語の導入について、不安を持っている教員は多いが、県教育委員会としてどのような対応を行うのか伺う。

【教育長答弁要旨】

(1)ア まず、学校教育における部活動の位置付けや今後の在り方についてお答えいたします。児童生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学習指導要領において、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環であると位置付けられております。

また、部活動は、教員と児童生徒が学業とは異なる活動を通して触れ合い、児童生徒の生きる力の育成や、心身の成長と豊かな学校生活の実現につながるなど、重要な役割を果たしているものと考えております。

部活動の今後の在り方につきましては、医・科学的な知見や効率的な練習方法を取り入れた指導を広く普及させるとともに、外部指導者の活用や地域で支える体制を整えるなどの工夫により、教員や児童生徒にとって過度な負担とならない持続可能な教育活動としていくことが重要と考えております。

イ 次に、部活動指導ガイドラインの策定についてでございます。

現在、スポーツ庁では、平成29年度末の公表を目途に、スポーツ医・科学の観

点や学校生活等への影響を考慮した練習時間や休養日の設定を含む「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の検討が進められております。

県教育委員会といたしましては、国のガイドラインの検討状況を踏まえつつ、平成30年度のできるだけ早い時期に、教員の多忙化解消プランに基づく取組の一つとして、文化部も含めた「部活動指導ガイドライン（仮称）」を策定してまいります。

今後、各学校や市町村教育委員会に対しまして、部活動への参加状況や朝練習の活動状況など、部活動指導に関する実態調査を行った上で、教育委員会事務局のワーキンググループにおいて検討作業を進め、今年度内に中間とりまとめを行う予定としております。

このガイドラインにおいては、学校や部活動の実態及び地域の実情に応じた指導体制や、小・中・高の学校種別ごとの指導の重点目標や留意点、適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者の活用方法、熱中症やスポーツ障害などの防止策等について示してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、こうした取組を通して、部活動が、教員や児童生徒の負担にも十分配慮し、より効果的で有意義な教育活動となるよう努めてまいります。

(2)ア 続きまして、小学校の英語教育導入についてのお尋ねのうち、まず、英語の専科教員の加配やALTの増員への対応についてお答えをいたします。

グローバル化が進展する中で、子どもたちに、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせ、世界で活躍できる人材を育むことは極めて重要であると考えております。

しかしながら、学校現場では、議員御指摘のとおり、英語を指導することへの教員の不安や、授業時間数が増加することへの対応が課題となっていることは承知いたしております。

このため、本県では、国の加配定数を活用し、地域の英語教育のリーダーとなる専科教員の配置を進めており、平成29年度は、前年度の4市から10市に拡大して配置をしております。この専科教員は、研修会の講師やカリキュラムの開発をするなど、有効に活用されておりますので、国に対しまして引き続き加配定数の拡充について、要請してまいりたいと考えております。

また、外国語指導助手、いわゆるALTにつきましては、授業のアイデアを提供したり、ネイティブの発音を児童に触れさせたりするなど、英語の指導に慣れない

小学校教員を補助する、心強い存在であると認識いたしております。ALTの配置に要する経費については、市町村に地方財政措置がなされておりますので、国に対して、その拡充を要望することにより、ALTの増員が図られるよう、市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

(2)イ 最後に、教科としての外国語導入への対応についてお答えいたします。

小学校における英語教育においては、担当する教員が自信をもって子どもと向き合えるように、一人一人の英語の指導力を向上させることが大切であります。

そこで、県教育委員会では、小学校3、4年生における外国語活動及び小学校5、6年生における教科としての外国語科の導入を見据え、平成27年度から5年計画で、「英語指導力向上研修」を実施し、県内各小学校で英語教育の中核となる教員の養成に取り組んでおります。

この研修を受講した中核教員が、それぞれの小学校の校内研修において、英語による授業の進め方や英語の絵本や歌の効果的な活用方法など、研修で学んだことを還元することで、全ての小学校教員の英語指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、県総合教育センターにおいて、本年7月から、インターネットで受講できる「小学校英語の基礎講座」を開設し、希望する教員全員が受講できるようにしてまいります。

さらに、学識経験者やPTA関係者、市町村教育長等で構成する愛知県義務教育問題研究協議会では、昨年度より2年間かけて、小学校における外国語活動及び外国語科の授業の在り方について研究に取り組んでおり、今年度中には、各小学校の校内研修で活用できる英語の授業の実践事例集を作成し、県内の全ての小学校に配付してまいります。

今後、これらの取組を通して、小学校教員の英語指導力の向上と不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議案審査(2件)

第91号議案

愛知県立学校条例の一部改正について

第97号議案

訴えの提起について

【議案質疑】

なし

【一般質問】

神戸 健太郎 委員(自民党)

○教員の多忙化解消について

- ・策定の経緯、今後の予定
- ・多忙化解消に向けた取組

「教員の多忙化解消プラン」は、昨年11月に「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」から出された提言を踏まえ、本年3月に策定したものであり、このプランでは、平成31年度までに在校時間が80時間を超える教員の割合をゼロにすることを目標としている。今後、校長等の管理職が各教員の在校時間を正確に把握できるような仕組みづくりや、校長のリーダーシップの下、学校が業務改善についての具体的な目標を立て、業務改善を組織的・継続的に進めていけるような体制づくり、部活動指導のあり方の見直しや教員以外の専門スタッフ等の活用などの取組を進めていく。

中村 すすむ 委員(民進党)

○教員の多忙化解消について

- ・教員の在校時間管理の適正化
- ・業務改善と環境整備に向けた取組
- ・部活動指導の負担軽減
- ・学校教育と家庭教育の役割

特に中学校では、平成28年11月の在校時間が月80時間を超える者は、38.6%を占めており、この3年間は40%弱で推移している。今後は、教職員による記録や集計事務の負担軽減と、管理職が客観的な記録に基づいて各教員の在校時間等を随時確認が可能となるような方法を考えていきたい。

学校給食費の会計処理については、公会計、私費会計のどちらにするかは、各地方自治体の裁量に委ねられているが、例えば、岡崎市では平成24年度から学校給食費の徴収業務を教育委員会が実施することとし、一定の効果を上げていると聞いているので、県教育委員会としては、岡崎市の事例や他県の先進事例をしっかりと紹介していきたい。

部活動指導の負担軽減の課題としては、①学校種における適切な活動時間や休養日の設定と周知及び着実な実施、②部活動指導員を始めとした外部の人材や予算の確保、③大会等を主催する団体等との協議による大会の規模・スケジュールや教員の関わり方の見直し、④総合型地域スポーツクラブの育成などが挙げられる。

学校と家庭が果たすべき役割は、本来明確であるべきだが割り切れない部分もあるので、ケースに応じて対応せざるを得ない。学校から家庭や地域の皆様にも協力を求めながら、子どもの健全育成に努めていきたい。

西久保 ながし 委員（民進党）

○愛知総合工科高等学校専攻科について

- ・社会人講師の現在の状況及び今後の取組
- ・デュアルシステム及びT&Eサポーターズ

技術・技能のある人材は企業にとっても必要な人材であり、常勤での派遣は困難であった。一方、常勤の指導者1名の代わりに3名程度の非常勤の指導者を招き、結果的に多様な分野の専門的な指導が行えるという良い面もある。専門科目指導者の専任や登用は、指定管理法人の業務であるが、県としても人材の確保に協力していきたい。

デュアルシステムについて、専攻科2年生では全てのコースを対象に10月から3か月にわたり実施。6月1日から企業の採用選考が始まっており、10月には就職先が内定している生徒が多く、原則、内定先企業において実施する予定。T&Eサポーターズについては、現在は80社まで増加しているが、今後も登録数を増やしていく必要があると考えている。

神戸 洋美 委員（自民党）

○ J I C A（青年海外協力隊）の派遣について

- ・ 現職教員の選考方法及び志望動機
- ・ 派遣経験の還元
- ・ 派遣による教員の処遇

本県では、派遣を希望する現職教員を募集し、書類と面接により選考し、毎年10名を上限に文部科学省に推薦しているが、今年も20名の応募があり、4月の選考審査により既に10名を文部科学省に推薦しており、グローバル人材の育成が叫ばれる中、まずは自分自身が国際感覚を身につけた教員になりたいという者が多い。

帰国後は、自分の担当する授業や教育活動の中で、現地の写真や具体的な物を教室に持ち込んで授業をしたり、現地の文化や風土を紹介したり、経験談を披露する者もいる。

派遣期間中の教職員は、派遣されるときに保有していた身分及び職をそのまま保有し、条例の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当が、100%支給され、現地での生活費はJ I C Aが負担する。

谷口 知美 委員（民進党）

○学校における講師不足について

- ・ 講師不足の現状の認識と取組
- ・ 講師不足に対する今後の取組

大量退職後の大量採用による産休・育休を取る若い世代の教員の増加や、初任者研修後補充のための非常勤講師の増加など、より多くの講師が必要になっており、その確保について学校が苦労していることも認識している。

教育委員会のHPで、財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団の教員人材銀行や教育事務所への登録方法を紹介している。また、教員採用試験の願書に「愛知県内公立学校への講師任用に関する情報提供希望の有無」を記入させており、採用試験に不合格となった者については、県立学校志願者の場合は教員人材銀行への登録を勧め、公立小中学校志願者の場合は各教育事務所が人事担当会議において講師情報の共有化を図っている。さらに、採用試験補欠合格者には、次年度の教員採用試験で一次試験を免除とし、常勤講師として3年の勤務経験を有する者には、一次試験を免除とするなど、正規教員を希望する者でも、講師を続ける環境づくりに努めている。

教職がより魅力的な職業となり、優秀な人材の採用、講師を確保する仕組みづくりに取り組みたい。

小林 功 委員（自民党）

○高等学校の統合等について

- ・ 新城東高校と新城高校の統合
- ・ 学校施設の維持修繕

長期的な観点で中学生の数の推移という要素や、その地域における学校の位置、配置、どういう学科のどういう学校を置くかなど、総合的に考慮しながら構想し、学校配置を考えているが、今回の統合については、地元の市町村、教育委員会から普通科を残してほしいという強い要望を踏まえ、新しい総合学科では、新城東の普通科を継承し、上級学校への進学にも十分対応できる数学や英語などの共通教科を中心に学ぶ「文理系」と、新城高校の専門学科を継承する「専門系」という二つを併せ持つ新しいタイプの全日制の総合学科としている。

これまでに総合学科を設置した学校ではプレゼンテーションルームやゼミ室、実習室等を整備しており、今回もこれまでの対応に沿って必要となる教室の整備を検討している。老朽化への対応については、経年劣化が進んでいる箇所も見受けられる点や再編整備により統合される学校である点も考慮しながら、学校の要望を踏まえ、スケジュールも含めて検討していきたい。

維持修繕については、築30年を経過した時点で大規模改造工事を実施してきたが、平成15年度以降は、耐震対策を最優先とすることとし、耐震改修工事に合わせて屋上防水や外壁改修などを実施してきた。耐震改修の必要がない建物には、築30年以上を経過しても大規模改造工事が未実施となっている建物も生じていることが今の課題である。

今後は、旧耐震基準で建築された建物で耐震性能に問題がなく、大規模改造工事が未実施となっている建物のうち、特に老朽化が著しく一刻も早い改修が必要な34棟については、今年度から3年間で大規模改造工事を実施していく。また、34棟以外の建物についても、「県立学校施設長寿命化計画に関する基本方針」において、大規模改造工事を最優先に行う建物に位置付けており、30年度を目途に策定する「県立学校施設長寿命化計画」において具体的な実施計画を策定していく。